韓国側報告へのコメント・質問

青木　哲（神戸大学）

咸泳輳先生の報告では、シンガポール条約における調停の手続的特性について分析がされています。先生のご報告では、当事者の独立性・自主性、紛争解決方法の選択権の保障がその特性として説明され、条約による調停は、仲裁や訴訟などとは明確に区別され、調停人は判断者ではなく、紛争解決の促進者ないし補助者であると区別されています。調停による和解への執行力の付与については、調停を通じた合意は任意の履行が原則で、執行の問題が生じるのは例外的な場合であること、執行力の付与は調停の特性とは相反する部分があることから、執行力の付与が調停の効力強化や調停手続の利用活性化にプラスになるのかどうかを見守る必要があるとされています。民事執行の合意を執行力の付与の要件とすることについては、公証人による執行証書と同様に考えることができるのか、条約による調停の利用活性化を損なうのではないかという問題を指摘されています。

　日本における国際和解合意や認証ADRにおける特定和解への執行力の付与については、山田文先生による日本側報告において紹介がされています。単なる当事者間の合意（民法上の和解）により給付義務が定められた場合、強制執行を行うためには、給付訴訟を提起して確定判決を得るなど債務名義を取得する必要があります。条約実施法の制定とADR法改正法により、所定の調停による和解について、権利者は、裁判所による執行決定を得ることで、強制執行をすることができるようになります。このように調停による和解への執行力の付与には、判決手続である給付訴訟を提起しなくても、決定手続により簡易迅速に、しかも、合意された義務の不履行が生ずる前にあらかじめ、債務名義を取得することができるという意義があります。

　このように単なる民法上の和解とは異なり、所定の調停による和解合意について決定手続による執行力の付与が認められるのですが、当事者間の合意が第三者（国内の調停については認証ADR）の関与のもとで成立していることから、その合意の真意性について第三者により点検がされているために、裁判所における執行決定により、簡易迅速に執行力を付与することが可能であるということができます。

日本はシンガポール条約の締結の際に、条約８条1(b)により、当事者が合意した限度で条約を適用することの留保宣言を行っており、国際和解合意についても、認証ADRにおける特定和解についても、民事執行の合意があることを執行力の付与の要件としています。調停による和解に執行力を付与することについては、当事者の合意による紛争解決である調停手続の性質にそぐわないという見方もありますが、民事執行の合意があることが執行力の付与の要件とされることで、調停による和解に執行力を付与するかどうかを当事者が選択することができます。また、当事者は調停手続について、執行力の付与を前提とする合意を目指すのか、執行力の付与を前提としない合意を目指すのかの選択をすることができます。民事執行の合意は、執行力の付与に対する合意という点で執行証書における執行受諾の意思表示と対比されますが、調停による和解については、民事執行の合意がされることで、給付訴訟によらずに、決定手続を経て執行力が付与されることが正当化されることになります。

　最後に、質問ですが、先生の報告において、執行力の付与は調停の特性とは相反する部分があるという指摘がされていました。調停による合意について執行力が付与されない方が（合意が強制力を伴わない方が）、合意を得るために、あるいは合意を実現するために、望ましい場合というのは、もしあるとすれば、どのような場合でしょうか。また、調停による合意に執行力が付与されるようになることで、調停手続にどのような影響が生じるでしょうか。ご教示をいただければ幸いに存じます。